



平成28年2月12日

各 位

会 社 名 KNT-CTホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 戸川 和良  
(コード番号9726 東証第1部)  
問 合 せ 先 総務広報部長 西本 伸一  
(TEL 03-6891-6840)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月30日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、事業年度を毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、連結子会社と決算期を統一することにより、グループ一体運営をさらに推進するとともに、経営情報の適時、的確な開示を行い、経営の透明性を高めることを目的として、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。
- (2) 取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条の規定に基づき、定款第27条および第35条として、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成28年3月30日（水曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成28年3月30日（水曜日）

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第17条 [条文省略]</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>27</u>条～第<u>33</u>条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第17条 [現行どおり]</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 [現行どおり]</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第27条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>34</u>条 [現行どおり]</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第35条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日 から <u>12</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>(中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、 毎年<u>6</u>月 30 日を基準日として中間配 当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 36 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日 から<u>翌年 3</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>(中間配当) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、 毎年<u>9</u>月 30 日を基準日として中間配 当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 39 条 [現行どおり]</p> <p>附則 第 1 条 <u>第 36 条の規定にかかわらず、第 79</u> <u>期事業年度は、平成 28 年 1 月 1 日から</u> <u>平成 28 年 3 月 31 日までとする。な</u> <u>お、本附則は、平成 28 年 3 月 31 日ま</u> <u>で有効であり、同日の経過をもって削</u> <u>除する。</u></p>